

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	二宮町 こども医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

二宮町は、こども医療費の助成に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

二宮町長

公表日

令和7年6月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	こども医療費の助成に関する事務	
②事務の概要	二宮町は、二宮町こどもの医療費の助成に関する条例及び二宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①受給者の申請管理に関する情報照会 ②受給者の支給決定事務に関する情報照会 ③受給者の所得区分等の判定に必要な所得等の要件照会 二宮町は、こども医療の助成に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	
③システムの名称	医療費助成システム 統合宛名システム 中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
乳幼児医療費助成受給者ファイル 宛名情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下、番号法） 第9条第2項 2. 二宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第4条別表第1、2	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条第9号 ■情報提供は実施しない	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	こども・健康部 こども支援課	
②所属長の役職名	こども支援課長	
6. 他の評価実施機関		
—		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	二宮町役場 こども・健康部 こども支援課	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	二宮町役場 こども・健康部 こども支援課	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の記載のある申請書等は施錠できる書棚への保管を徹底、個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄にはダブルチェックを行う等の対策を講じていることから、「十分である」と考える。

9. 監査	
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の記載のある申請書等は施錠できる書棚への保管を徹底、個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄にはダブルチェックを行う等の対策を講じていることから、「十分である」と考える。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号 特定個人情報保護委員会規則第3号第2条 ■情報提供は実施しない	■情報照会の根拠 番号法第19条第9号 特定個人情報保護委員会規則第3号第2条 ■情報提供は実施しない	事後	
令和4年3月11日	Ⅱの1の時点	令和1年6月17日時点	令和4年3月11日時点	事後	
令和4年3月11日	Ⅱの2の時点	令和1年6月17日時点	令和4年3月11日時点	事後	
令和6年4月30日	表紙 評価書名	二宮町 小児医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書	二宮町 こども医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和6年4月30日	表紙 宣誓	小児医療費の助成に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり	こども医療費の助成に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり	事後	
令和6年4月30日	I 1. ①事務の名称	小児医療費の助成に関する事務	こども医療費の助成に関する事務	事後	
令和6年4月30日	I 1. ②事務の概要	二宮町小児の医療費の助成に関する条例及び二宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例	二宮町こどもの医療費の助成に関する条例及び二宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例	事後	
令和6年4月30日	Ⅱ 1. 対象人数基準日	令和4年3月11日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月30日	Ⅱ 2. 取扱者数基準日	令和4年3月11日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年6月25日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条第9号 特定個人情報保護委員会規則第3号第2条 ■情報提供は実施しない	■情報照会の根拠 番号法第19条第9号 ■情報提供は実施しない	事後	
令和7年6月25日	5. 評価実施機関における担当部署	健康福祉部 子育て・健康課	こども・健康部 こども支援課	事後	
令和7年6月25日	5. 評価実施機関における担当部署	子育て支援担当課長	こども支援課長	事後	
令和7年6月25日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	二宮町役場 健康福祉部 子育て・健康課	二宮町役場 こども・健康部 こども支援課	事後	
令和7年6月25日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	二宮町役場 健康福祉部 子育て・健康課	二宮町役場 こども・健康部 こども支援課	事後	
令和7年6月25日	Ⅱの1の時点	令和4年3月11日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月25日	Ⅱの2の時点	令和4年3月11日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月25日	8. 人手を介在させる作業		新規記入		様式変更による項目追加
令和7年6月25日	11.最も優先度が高いと考えられる対策		新規記入		様式変更による項目追加